入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、２件の工事において、技術資料（技術提案を含む）の提出を１つのみとし、申請者・発注者双方の業務負担軽減を図る一括審査方式の試行工事である。

当該工事の入札手続きにあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出及び入札が必要である。ただし、希望工事のみに申請書を提出することもできるものとする。

一括審査方式の対象工事として、１つの技術資料を持って審査を行う工事は、２件の工事とする。

１　令和５年度俵山・豊田道路第２トンネル工事（以下「Ａ工事」という）

２　令和５年度安芸津バイパス木谷トンネル工事（以下「Ｂ工事」という）

なお、本入札公告は上記、「Ｂ工事」のものである。

令和５年３月31日

支出負担行為担当官

中国地方整備局長　森戸　義貴

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

令和５年度安芸津バイパス木谷トンネル工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　広島県東広島市安芸津町木谷地内

⑷　工事内容

工事延長　Ｌ＝560m

【木谷トンネル】

Ｌ＝295m、内空断面積77.555㎡

トンネル（ＮＡＴＭ）　１式

道路土工　１式

トンネル（発破工法）　１式

掘削・支保　230m

覆工コンクリート・防水　230m

トンネル（機械掘削工法）　１式

掘削・支保　65m

覆工コンクリート・防水　65m

インバート工　290m

坑内付帯工　１式

坑門工　１式

掘削補助工　１式

仮設工　１式

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和６年２月１日から令和７年６月30日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和６年１月31日まで）

なお、低入札価格調査等により、上記の工期の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

⑹　使用する主要な資機材　生コンクリート約5.7千㎥、鋼材（棒鋼）約1.5百トン、鋼材（棒鋼以外）約2.5百トン

⑺　工事実施形態

１）本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

２）本工事は、複数工事について、技術資料の提出を１つのみとし、申請者・発注者双方の業務負担軽減を図る一括審査方式の試行工事である。

３）本工事は、品質を確保しつつ若手技術者（満40歳以下）が工事実績を積む機会を確保することを目的に、主任（監理）技術者に加え、専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる若手技術者育成型総合評価落札方式の試行工事である。

専任補助者は、主任（監理）技術者を補助するものとする。

なお、申請書提出時において若手技術者（満40歳以下）の配置を申請しない場合に限り、本工事の配置予定技術者を専任補助者とすることで、契約後、若手技術者（満40歳以下）を主任（監理）技術者として配置することを可能とする。

４）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

５）予定価格が１億円以上の工事は、低入札価格調査制度調査対象工事について、現場にモニターカメラの設置（施工状況の把握）及び発注者の指定する不可視部分の施工に関するビデオを撮影し、発注者への提出を実施する工事である。

６）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

７）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

８）本工事は、申請書と併せて、歩掛見積の提出を求め、作成・決定した歩掛を競争参加資格有りと通知した企業に対して電子入札システム等で公表する工事である。詳細は入札説明書による。

９）本工事は、見積参考資料として一部の単価を公表する試行工事である。

10）本工事は、技術資料作成に必要と思われる当該工事の関連データを希望者にインターネットで提供、または、電子記録媒体による提供を行う試行工事である。詳細は入札説明書による。

11）本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

12）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（※）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。

※（Building／Construction Information Modeling, Management）

13）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るため、発注者が提示するテーマに即した複数の新技術のうち、施工者が１技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

14）本工事は、公共工事担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的とした、週休２日現場閉所の試行対象工事（発注者指定型）である。

15）本工事は、トンネル覆工コンクリート長期保証制度を試行する工事である。

16）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

17）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

18）本工事は、「平成30年７月豪雨の被災地（広島県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」を用いた積算方式の試行対象工事である。

19）本工事は、「土木工事工事費積算要領及び基準」等により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象工事である。

なお、補正係数については以下のとおりとする。

【共通仮設費率（率分）：1.1　現場管理費率：1.1】